掛川市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。その関係図面は、平成26年10月６日から２週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月６日

掛川市長　松　井　三　郎

市　道　変　更　路　線　表

NO	路　線　名	起　点		終　点		重要な経過地
1	掛川駅梅橋線	旧	駅前4-1	旧	長谷字西山1908-1	
		新	駅前4-1	新	領家字沢向115-6	
2	領家ガード線	旧	高御所字綱川浦861-2	旧	領家字向1297-2	
		新	高御所字綱川浦861-2	新	領家字向1290-1	